

労災保険給付の種類（ ）内は通勤災害

保険給付の種類		保険給付の内容	特別支給金の内容
療養補償給付（療養給付）		必要な療養の給付	-
		必要な療養費の全額	-
休業補償給付（休業給付）		休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害(補償)給付	障害補償年金 障害年金	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害補償一時金 障害一時金	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 (障害特別一時金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族(補償)給付	遺族補償年金 遺族年金	遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別年金) 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族補償一時金 遺族一時金	給付基礎日額の1000日分の一時金(ただし、(2)の場合は、すでに支給した年金の合計額を差し引いた額)	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別一時金) 算定基礎日額の1000日分の一時金(ただし、(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額)
葬祭料(葬祭給付)		315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)	-
傷病補償年金(傷病年金)		障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金	(傷病特別支給金) 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金
介護補償給付(介護給付)		常時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、104,970円を上限とする)。 ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が56,950円を下回る場合は56,950円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、52,490円を上限とする)。 ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が28,480円を下回る場合は28,480円。	-
二次健康診断等給付		二次健康診断。 特定保健指導	-

健康保険給付の種類

保険給付の種類		保険給付の内容	備考	
本人	被扶養者			
療養の給付	家族療養費	原則 3 割負担。3 歳未満 2 割。70 歳以上 1 割または 2 割を自己負担。	病 気 ・ ケ ガ の と き	健康保険被保険者証で治療を受けたとき
入院時食事療養費		1 日 780 円を自己負担。		
特定療養費		通常の診療にあたる基礎部分について支給。		
高額療養費		高額療養費		
訪問看護療養費	家族訪問看護療養費	基本利用料の 3 割（70 歳以上は 1 割または 2 割）を自己負担。		在宅で療養や看護を受けたとき
療養費	家族療養費	標準負担額から一部負担額を引いた額が払い戻される。		やむを得ない事情で医療費を全額自己負担したとき
移送費	家族移送費	実費が払い戻される。		療養のため仕事を休み、賃金を受けられなかった場合
傷病手当金		1 日つき標準報酬日額の 6 割を支給。		
出産育児一時金	出産育児一時金	一律 30 万円を支給。		出産した場合
出産手当金		1 日つき標準報酬日額の 6 割を支給。		
埋葬料	家族埋葬料	標準報酬月額 of 1 か月分（裁定 10 万円）を支給。	死亡した場合	
傷病手当金				退職後も一定期間受けられる給付
出産育児一時金				
出産手当金				
埋葬料				